



建設工事等により発生するアスファルト・コンクリート塊（A s 殻）の搬出について（通知）

技術基準の種類: 環境建設副産物
通知日: 平成15年 5 月26日

管第 4 3 6 号
平成 1 5 年 5 月 2 6 日

部 内 各 課 長
日野総合事務所県土整備局長
各 地 方 県 土 整 備 局 長
姫路鳥取線用地事務所長
鳥取空港管理事務所長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

県土整備部部長
(公 印 省 略)

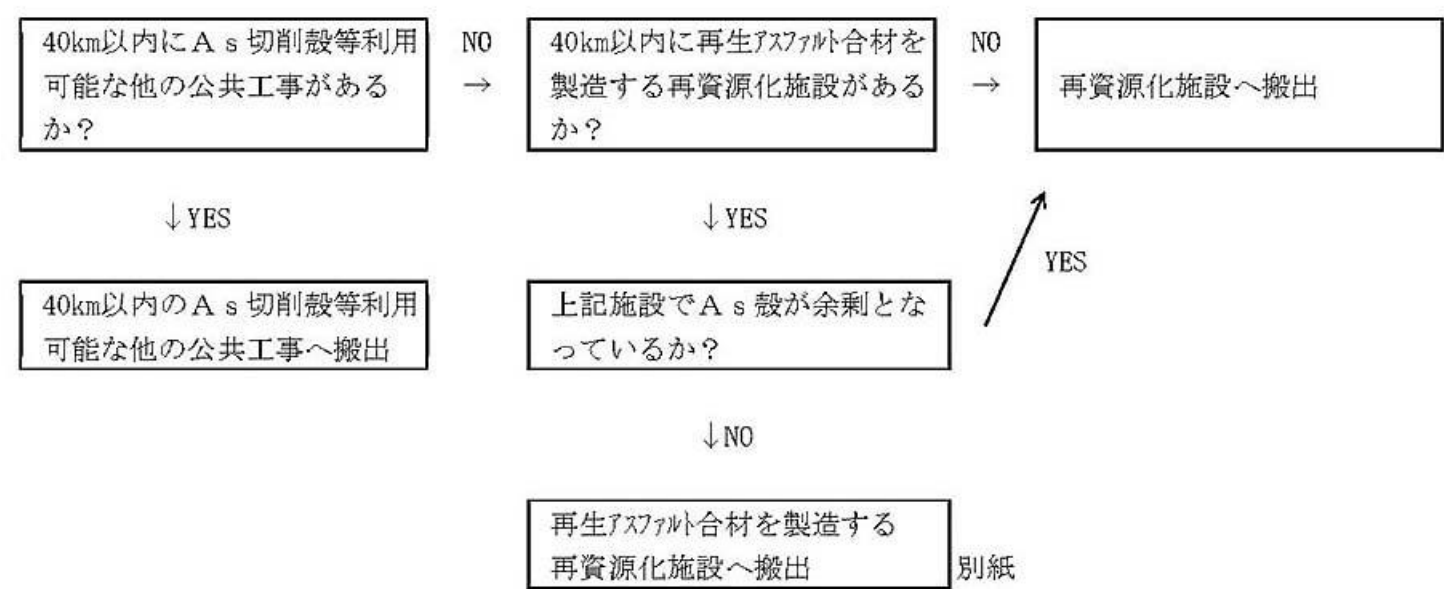
建設工事等により発生するアスファルト・コンクリート塊（A s 殻）の搬出について（通知）

このことについては、平成 1 2 年 8 月 1 1 日付発官第 3 5 5 号により通知しているところですが、アスファルト再生材（再生加熱アスファルト混合物、再生アスファルト混合物用骨材）を製造している再資源化施設への搬入量が不足している地域が見受けられる状況となっています。
ついては、A s 殻の搬出について、下記による運用を図られるよう、再度貴所職員への周知をお願いします。

記

- 1 A s 殻の搬出先は、アスファルト再生材を製造している施設（別紙参照）を最優先とする。
- 2 上記施設において A s 殻の余剰が確認された場合は、他の再資源化施設へ搬出するものとする。
- 3 起工に際しては、上記事項を考慮に入れ、予め処理施設の受入状況を確認した上で、一部の処理施設に A s 殻が集中することのないように十分に留意すること。

建設工事により発生するアスファルト・コンクリート塊（A s 殻）の処分フロー



(別紙)

アスファルト再生材製造施設一覧

管内	会 社 名	所 在 地
鳥取	株式会社ガイアートクマガイ・八幡建設株式会社JV共同アスコン	鳥取市秋里335
	大成ロテック株式会社鳥取合材工場	鳥取市千代水4-77
	日本舗道株式会社鳥取合材工場	鳥取市古海字釜ヶ谷1008-2
八頭	日本道路株式会社JVクリーンアスコン	八頭郡郡家町郡家450-1
倉吉	日本舗道株式会社倉吉合材工場	倉吉市馬場町874
	株式会社アオキ建設	東伯郡関金町郡家721-1
米子	カネックス株式会社	米子市和田町2140
	アスファルト合材株式会社米子工場	米子市大篠津町字東四反場3280
	日本道路株式会社・鹿島道路株式会社JV米子合材センター	西伯郡西伯町馬佐良673-5
	日本舗道株式会社米子合材工場	米子市古豊千古道372
	株式会社きのえ	西伯郡中山町羽田井646-1
日野	アスファルト合材株式会社日野工場	日野郡日野町本郷1692